

令和 7 年度大和町公共施設太陽光発電設備等導入可能性調査業務 仕 様 書

1 業務目的

大和町（以下、「発注者」という。）では、公共施設老朽化、災害時のレジリエンス強化、少子高齢化に伴う農業、商業分野の労働力不足、地域経済の縮小や地域コミュニティ衰退、医療・福祉サービスの需要増、地域交通の利便性向上に対する需要など、多様な課題を抱えている。

一方で、改正地球温暖化対策実行計画では、2030 年度 46%削減目標の達成と 2050 年脱炭素社会実現に向け、2030 年度には設置可能な公共建築物（敷地を含む。）の約 50%以上に太陽光発電設備の設置を目指すとされている。

また、地域再エネ導入の取組は、地域課題を解決し、地域の魅力と質を向上させる地方創生に貢献する取組として実施すること、地域に根ざした再エネ導入には、地方公共団体が地域の関係者と連携して、地域に適した再エネ設備導入の計画、適正に環境に配慮した再エネの促進、再エネ需要の確保、持続的な事業運営など多様な課題の解決に取り組むことが不可欠とされている。

本業務では、地域再エネ導入を軸に本町が抱える地域課題を解決し、地方創生に向けた取組の一環として公共施設における太陽光発電設備等の導入可能性を明らかにすることを目的とする。

2 業務の内容

(1) 計画準備

業務着手後、速やかに業務実施計画書を作成し、業務内容の確認を行う。

(2) 現地調査対象施設の抽出

検討対象施設 32 施設について、設置可能と想定されるスペースや位置、直近 1 年間の電力使用量、今後の維持管理計画、施設の運営方式等に関する整理を行う。その後、整理した 32 施設の情報について評価を行い、現地調査対象施設として 10～15 施設程度を抽出する。

なお、最終的な抽出は発注者と協議のうえ決定する。

(3) 評価する設備の検討

業務内容(2)で抽出した施設について、導入評価に使用する設備を検討する。

- ・太陽光発電設備（ガラス型の太陽光パネル、パワーコンディショナ）
- ・発電量表示モニター
- ・蓄電設備（災害時用を想定）

(4) 資料の収集

業務内容(2)で抽出した施設について、導入可能性の評価に必要な図面やデータ等を収集する。

なお、必要な資料は受注者が発注者へ依頼し、発注者が収集する。

(5) ステークホルダーからの意見聴取

本業務のステークホルダーを対象に、太陽光発電設備等導入に関する意見聴取を実施する。対象や実施方法は発注者と協議の上、決定する。

(6) 机上調査

業務内容(2)で抽出した施設を対象に、業務内容(4)にて収集したデータ等から以下の項目の整理を行う。

なお、資料が入手できない項目については不明として取り扱う。

- ・電力 30 分デマンドデータ ※直近 1 年程度
- ・直近の契約電力料金単価
- ・耐荷重（構造計算書より）
- ・構造（各種既存計画や竣工図等より）

(7) 現地調査

業務内容(2)で抽出した施設を対象に太陽光発電設備等の導入可能性の評価及び導入に影響がある既存設備の導入状況の確認を行うための現地調査を実施する。

現地調査では以下の項目について、ヒアリングや目視にて確認、及びカメラにて記録する。

確認は脚立等を利用してアプローチが可能な範囲を対象とし、調査員の安全確保が困難なエリアやはしご車を必要とするエリアへの立ち入りは行わず、周辺からの目視やヒアリングによる確認とする。

なお、各設備については、施設の再エネ比率が可能な限り高くなるよう配慮した調査を実施する。また、現地調査時点において導入を想定する設備の位置が特定出来ない場合には、設置が有望な位置を確認・整理する。

- ・太陽光発電設備の設置可能性の評価（導入にあたって障壁となる理由を含む）

- ・屋根防水の劣化状況
- ・屋根までのアプローチ方法
- ・維持管理を想定した安全性
- ・日射の状況
- ・既存の電気設備（キュービクル、太陽光発電設備、蓄電設備等）の位置
- ・パワーコンディショナの設置候補（または有望）位置
- ・発電量表示モニターの導入想定（または有望）位置
- ・蓄電池の導入想定（または有望）位置
- ・周辺への光害の影響

(8) 調査結果のとりまとめ

業務内容(6)及び(7)で実施した調査結果について、調査結果個票として以下の内容をとりまとめる。

- ①エリア別調査状況（構造・屋根の劣化状況・保守性・日射等）
 - ②エリア別評価及び設備配置図（航空写真上へ図示）
 - ③既存の電気設備位置（航空写真上へ図示）
 - ④設備の配置案（航空写真上へ図示）
 - ⑤評価別想定容量
 - ⑥電力需要確認結果
 - ⑦想定発電量
 - ⑧調査状況写真
 - ⑨30分デマンドデータを使用した発電シミュレーション（2パターン）
- その他、発注者へ報告することがふさわしい情報

(9) 導入設備の検討

業務内容(8)にてとりまとめた調査結果をもとに、各施設に相応しい設備等の種類や容量等について発注者へ提案する。

なお、導入する設備は、発注者が庁内の関係部局と協議・調整した上で決定する。

(10) 個票の作成

業務内容(4)から(9)までの調査・検討結果を施設別に反映するための個票を設計する。個票は施設ごとに作成し、調査結果を整理する。

(11) 導入計画の作成

太陽光発電設備等の導入による効果や影響、コスト等、下記に示す項目について整理した導入計画を作成し、業務報告書へとりまとめる。

なお、下記の項目は最低限のものであり、最終的には発注者と受注者が協議し、決定する。

- ①電気料金の削減効果（施設毎）
- ②二酸化炭素排出抑制効果（施設毎）
- ③地域の経済・社会にもたらす効果等
- ④国等の資料を活用した設置コストの調査・検討

(12) 業務報告書の作成

前項までの結果をとりまとめ、業務報告書を作成する。

(13) 打ち合わせ協議

打ち合わせ協議は、業務着手時、中間2回、最終報告書提出時の計4回とする。

3 貸与収集

業務に必要と想定する資料を以下に示す。受注者は、借用した資料について責任を持って保管し、紛失・破損等を生じないように細心の注意を払い、業務終了後に速やかに発注者へ返却するものとする。

- ア 対象施設の改修履歴、構造計算書（確認申請書類 等）
- イ 対象施設の建築竣工図面（平面図、立面図、構造図 等）
- ウ 対象施設の電気設備竣工図面（系統図、平面図 等）
- エ 電力使用量（直近1年程度）
- オ 30分デマンドデータ（直近1年程度）
- カ 各施設の維持管理等の予定
- キ その他必要と認められる資料

4 履行期間

契約締結の日から令和8年1月23日までとする。